

生食輸発0928第1号
平成28年9月28日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産まくわうり(漬物用まくわうりを除く。)のクロルフェナピル)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成28年9月16日付け生食輸発0916第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、韓国産生鮮まくわうりから基準値を超えるクロルフェナピルを検出したことから、同通知の別表1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
韓国	まくわうり(漬物用まくわうりを除く。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		クロルフェナピル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルフェナピルが検出されるおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとします。